

令和元年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和元年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度さいたま市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 下水道事業収益	26,096,816	△ 40,709	26,056,107	
第1項 営業収益	22,915,746	34,318	22,950,064	
第2項 営業外収益	3,179,692	△ 75,027	3,104,665	

		支 出		(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 下水道事業費用	24,714,843	△ 39,762	24,675,081	
第1項 営業費用	21,788,329	△ 115,322	21,673,007	
第2項 営業外費用	2,916,514	75,560	2,992,074	

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,811,689千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 639,922千円、過年度分損益勘定留保資金 694,492千円、当年度分損益勘定留保資金 9,477,275千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 資本的収入	14,909,520	△ 1,185,366	13,724,154	
第1項 企業債	13,500,100	△ 1,209,300	12,290,800	
第4項 負担金	241,985	23,934	265,919	

		支 出		(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 資本的支出	26,148,273	△ 1,612,430	24,535,843	
第1項 建設改良費	14,066,800	△ 1,612,430	12,454,370	

(継続費)

第4条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	藤右衛門ポンプ 場再構築事業	800,000	2 9	71,000	708,000	2 9	71,000
				3 0	275,000		3 0	275,000
				元	454,000		元	362,000
1 資本的 支出	1 建設改 良費	落合ポンプ場 再構築事業	406,000	3 0	41,000	279,470	3 0	41,000
				元	155,000		元	128,470
				2	210,000		2	110,000
1 資本的 支出	1 建設改 良費	八王子ポンプ場 再構築事業	78,000	3 0	36,000	66,000	3 0	36,000
				元	42,000		元	30,000
1 資本的 支出	1 建設改 良費	岩槻諏訪公園 調整池整備事業	4,780,000	元	230,000	3,260,000	元	230,000
				2	1,590,000		2	800,000
				3	1,500,000		3	840,000
				4	1,460,000		4	1,390,000

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道事業	11,373,800千円	△ 1,241,800千円	10,132,000千円
資本費平準化	1,264,600千円	32,500千円	1,297,100千円
合計	13,500,100千円	△ 1,209,300千円	12,290,800千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち(1)職員給与費を1,315,528千円に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第11条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4,803,600千円に改める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人